

# 令和2年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市は、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、一戸建ての木造住宅の所有者等が耐震改修工事又は建替え工事を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること（青森県木造住宅耐震診断シート等によるもの）をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅について、当該評点が1.0以上となるように行う補強等（2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等によるもの）をいう。
- (3) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による者をいう。
- (5) 耐震改修計画 第2号に規定する補強等を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (6) 耐震改修工事 第2号に規定する補強等を行う工事及び補強等に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理に係るものを行う。
- (7) 建替え工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅を除却し、同一敷地内に次条第2号に規定する住宅を建築する工事であって、建築士が設計し、工事監理に係るものをいう。

## (補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、弘前市内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもので、昭和56年6月1日以降増築し、又は改築されていないもの
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）であること。
- (3) 地上階数が2以下のもの
- (4) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (5) 現に居住の用に供していること。

(6) 耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が 1.0 未満と判定されたもの  
(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 弘前市内に補助対象住宅を所有する者（法人を除く。）又は当該者の親族
- (2) 次条に規定する工事の完了後に居住を予定している者
- (3) 令和元年度から交付申請時までにおいて納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「個人住民税等」という。）について滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者  
(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象住宅について行う耐震改修工事又は建替え工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 耐震改修工事又は建替え工事以外の建築工事及び外構工事等
- (3) 市、県及び国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事  
(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修に要する工事費（解体工事費を除く。建替えを行う場合にあっては耐震改修に要する経費相当分に限る。）、設計費、工事監理費、耐震改修審査委員会審査手数料、リフォーム工事瑕疵担保責任保険及び現場検査料とし、補助金の額は、次に掲げる額とする。

補助対象経費に 100 分の 23 を乗じて得た額又は 838,000 円のいずれか低い額以内の額とする（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）。

（施工業者）

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、弘前市内に本店を置き、建築工事関連業務を営む法人又は個人事業者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

（交付申請）

第8条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和2年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 本人の住所及び氏名等を確認できる書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写し等）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

- (3) 同意書（様式第3号）（補助対象住宅の所有者全員のもの）
- (4) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (5) 工事概要が確認できる図面（案内図、配置図、平面図等）
- (6) 個人住民税等に係る納税証明書又は完納証明書（弘前市に住民登録している者を除く。）
- (7) 固定資産税納税通知書（固定資産税課税明細書を含む。）又は建物登記全部事項証明書の写し等補助対象住宅の所有者を確認できる書類
- (8) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第4号）
- (9) 耐震診断結果報告書（青森県木造住宅耐震診断シート等によるもの）の写し
- (10) 青森県木造住宅耐震補強シート等（耐震改修工事の場合に限る。）
- (11) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建替え工事であり、確認申請の提出を要する場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の受付期間は、令和2年7月1日から令和2年11月30日までとし、令和2年度予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。  
(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更を除く。）は、あらかじめ令和2年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。この場合において、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和2年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を整備し、令和8年3月31日まで保管すること。
- (5) 補助事業者は、補助事業によって取得し、または効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供さないこと。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(交付決定)

第10条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和2年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、令和2年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して 14 日を経過した日とする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和 2 年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の補助事業等実績報告書は、令和 2 年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第 10 号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書の写し（領収書を添付できない場合は、請求書の写し）
- (3) 工事写真（耐震改修又は建替えに係る工事の部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの）
- (4) 耐震改修計画のとおりに耐震改修工事を行ったことを、工事監理者（耐震技術者に限る。）が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
- (5) 法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の写し（建替え工事であり、確認申請の提出を要する場合に限る。）
- (6) 工事監理報告書の写し
- (7) 補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更が生じている場合は、変更の内容が確認できる書類

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第 1 項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第 9 条第 2 号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は令和 3 年 2 月 26 日のいずれか早い日とする。

5 市長は、第 1 項の規定による実績報告について、実地調査を行うものとし、必要があると認めるときは、補助事業者、施工業者等に報告を求めることができる。

6 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者に指示するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第 14 条 規則第 13 条の補助金等交付額確定通知書は、令和 2 年度弘前市木造住宅耐震改修促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）とする。

2 前条の実績報告の際に、同条第 2 項第 2 号の工事代金領収書が提出されていないときは、補助事業者は、前項の通知前までに工事代金領収書の写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の請求等)

第 15 条 補助金の請求は、前条の通知を受けた後において、令和 2 年度弘前市木造住宅耐

震改修促進事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。